

平成 28 年 度

事 業 計 画 書

平成 28 年 4 月 1 日
～
平成 29 年 3 月 31 日

平成 28 年 3 月 17 日

一般財団法人**省エネルギーセンター**

平成 28 年度事業基本方針

1. 基本認識

現在、我が国においては、東日本大震災後引き続く厳しいエネルギー情勢に対応し、また昨年末の COP パリ協定に基づく温室効果ガスの抜本的削減等を図るために、「徹底した省エネルギー」が不可欠となっています。

このため、国のエネルギー基本計画に基づき昨年 7 月に策定された長期エネルギー見通しでは、省エネが既に進んだこの日本において、2030 年度までにエネルギー効率を石油危機後並みの 35%ほど更に改善することを目指しています。

このような高い目標を達成するためには、省エネ技術や手法の革新を継続的に進めるとともに、これらを取り入れた省エネ活動を社会の隅々まで浸透していくことが求められます。

併せて国際貢献の観点からは、世界最高水準にある我が国の省エネ技術や国際的に評価の高い我が国政策・制度の考え方を普及していくことが重要です。

当センターは、このような状況を踏まえ、過去 35 年以上に亘り「省エネ」を推進してきた専門機関として、「省エネ」を巡る内外のニーズへの感度を高めながら、活動を強化してまいります。

2. 活動方針

(1) 主な活動分野

当センターは、これまでの経験の蓄積を踏まえて特に次のような活動分野で強みを発揮していくこととしております。

① 省エネ情報・支援サービスの提供

省エネ技術・手法をはじめ省エネを進めるに当たって有益な情報やコンサルティング等のサービスを、企業、地域、家庭等向けに積極的かつ親身になって提供します。また、省エネに係る最新の国際情報等を収集・提供します。

② 省エネ人材の育成

研修、講座、資格制度等を通じて、我が国企業や地域の省エネ推進活動において中核となる人材の育成を積極的に支援します。また、途上国等において政策や技術を支える人材の育成に協力します。

③ 省エネ政策への協力

「徹底した省エネ」に係る政策の実施や我が国政府の支援のもとで行われる途上国等における省エネ政策の立案等に協力します。

(2) 平成 28 年度事業の重点

平成 28 年度においては、主に次のような視点から事業活動を積極的に展開してまいります。

① 我が国における「徹底した省エネ」の具体化

「徹底した省エネ」を実現するためには、近時注目されている IoT 技術等も念頭に省エネ技術や手法の進化を図るとともに、他の経済活動等との有機的な結合によって、これらが社会の隅々で活用されるようにする必要があります。

かかる観点から、製造現場の省エネに関しては、例えば生産・加工プロセスの合理化と整合した系統的な省エネや企業規模・業種等の特性に即した省エネについて、診断事業等を実施しながら手法の体系化更にはその浸透を進めます。

また業務用については、オフィス、商業施設、医療機関、教育施設といった利用形態、立地条件、規模等に応じた、よりきめの細かい省エネについて、快適性との両立等を図りながらソリューション活動を強化します。

さらに産業・業務・家庭の各分野において専門人材等の育成・活用により省エネ実践知識の底上げを図るとともに、地域において中小企業等が草の根的に省エネ活動を行う環境を形成するための組織や指導人材の育成・活用等を推進します。

② 省エネに係る国際協力及びビジネス協力の強化

長期的に予想される中国等振興国などのエネルギー需要や温室効果ガスの増大への対応のためには、省エネをグローバルに進めることが不可欠です。このような中で、「省エネ先進国」の我が国への国際的な期待は高く、一方当該分野におけるビジネスが我が国にとって極めて有望です。

かかる認識のもと、アジア諸国を中心に、専門家の派遣や研修生の受入等により、省エネ関連政策・制度の構築、適切なエネルギー管理、省エネ技術の導入、更には省エネプロジェクトの創出等を担う人材を、それぞれの国の省エネへの取組みの熟度等に応じて育成してまいります。

併せて、新興国等を対象に、我が国の省エネ技術をビジネス交流等により移転するため、「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」と密接に連携するとともに、国際的評価の高いわが国の政策や制度を模範例として普及します。また、エネルギー環境問題に係る国際貢献の観点から国連の「万人のための持続可能なエネルギー」(SE4ALL)の活動に積極的に参画します。

3. 平成 28 年度の事業計画等の概要

(1) 事業計画

以上の活動方針を念頭に、平成 28 年度は具体的な事業を次の 5 つの柱に整理して計画的に実施します（詳細は後述）。

- I 「徹底した省エネ」に向けた活動の支援強化
- II 省エネ情報・支援サービスの充実
- III 省エネ中核人材の育成強化
- IV 省エネ支援を通じた国際貢献
- V 国家試験・研修・講習の実施

(2) 収支予算等

平成 28 年度の事業計画に基づく予算及びその策定方針は次のとおりです。

- ① 予算規模は、センター独自の事業、国・関係機関からの受託事業等の規模を想定し、全体としては平成 27 年度に比べほぼ同額の 26 億円強程度を見込んでいます。
- ② センター独自の事業については、新たな事業の開発、既存事業の拡充を通じ、規模の拡大・内容の充実に可能な限り努めることとします。
- ③ 国等の受託事業についても、政策協力の観点から積極的に競争入札の応札等を行い、提案・企画能力、コスト競争力を強化しつつ、事業拡大に努めます。
- ④ 一般財団法人としての運営にあたっては、認可時に内閣府に提出した公益目的支出計画を着実に実施してまいります。

【 目 次 】

事業計画書	1
I. 「徹底した省エネ」に向けた活動の支援強化	2
(1) 省エネルギー診断等を通じた地域密着型の省エネ支援	2 [政策協力事業]
(2) 節電診断の実施	3 [政策協力事業]
(3) 工場等のエネルギー使用動向に係る調査・分析	3 [政策協力事業]
(4) 省エネ・低炭素技術の高度化等支援	3 [一部政策協力事業]
II. 省エネ情報・支援サービスの充実	5
(1) 省エネ情報発信の充実	5 [一部政策協力事業]
(2) ニーズに即応した各種省エネ支援サービス	6
III. 省エネ中核人材の育成強化	8
(1) 資格認定制度による実践力ある中核人材の育成	8
(2) ニーズに即応した各種講座の提供	9
(3) 地域及び職場における省エネ実践行動の支援	10
IV. 省エネ支援を通じた国際貢献	11
(1) 省エネ国際人材の育成支援	11 [一部政策協力事業]
(2) 省エネルギー等ビジネス国際展開事業の推進	12 [政策協力事業]
(3) 国際規格 ISO50001 の制度運営	13
V. 国家試験・研修・講習の実施	14
(1) エネルギー管理士試験の実施	14
(2) エネルギー管理研修の実施	14
(3) エネルギー管理講習の実施	14
(4) エネルギー管理士試験等に関する調査研究事業	14

事業計画書

I. 「徹底した省エネ」に向けた活動の支援強化

「徹底した省エネ」の実現を目指し、

○中小企業等向けに行う省エネ診断指導及び地域における省エネ支援組織の育成等を通じ、企業活動における省エネの浸透を図る。

○省エネ法における事業者の遵守状況に応じた新運用、ベンチマークの適用拡大等政策の執行についてその実効性向上に向け協力する。

(1) 省エネルギー診断等を通じた地域密着型の省エネ支援

[政策協力事業]

省エネ余地が大きい中小企業等を対象として、きめ細かく、かつ草の根的に省エネを推進するため、工場やビル等に係る省エネ診断指導及びその成果普及を行うとともに、これと有機的な連携のもとで地域における身近な省エネ支援機関の育成・強化を図る。

1) 省エネ診断指導事業の実施及びその成果の活用・普及

- ① 中小規模の工場及び業務用ビルにおいて、専門家による省エネルギー診断指導を年間 650 件程度行い、企業が省エネに取り組む足掛かりをつくるとともに、自立的に対策を実施できるよう支援する。
- ② 診断指導に当たっては、「BEMS・FEMS」をはじめ省エネ技術の進展を十分に踏まえるとともに、生産工程における固定エネルギーの削減、快適性と両立した空調の省エネ等懸案とされている課題に積極的に取り組む。
- ③ また、フォローアップの一環として現場で設備の稼働状況を確認しながら調整を行うチューニング診断や PDCA の考え方を導入したエネルギーマネジメント診断等を年間 20 件程度実施し、併せて地域において省エネ支援を行う場合のモデル手法の確立・実証を図る。
- ④ さらにこの事業の「活動成果」として得られた省エネ技術・手法、省エネ事例、人材育成手法等の情報を体系的に整理し、その活用・普及を図る。

2) 省エネルギー相談地域プラットフォームの構築支援

- ① 地域の中小企業等に対する省エネ支援の中核となる省エネルギー相談地域プラットフォーム構築を支援する。
- ② この際、上記の診断指導事業の「活動成果」を地域プラットフォームによる情報発信や所属する専門家の育成等に活用する。

(2) 節電診断の実施

[政策協力事業]

中小規模の工場や業務用ビル等において、電力デマンド対策等について、自立的に対応できるよう年間 120 件程度の節電診断を実施する。

(3) 工場等のエネルギー使用動向に係る調査・分析

[政策協力事業]

1) 工場のエネルギー使用状況の調査

省エネ法に基づき、エネルギー管理指定工場、特定事業者等を対象に、エネルギー使用設備に係る「工場等判断基準」の遵守状況、省エネ対策の推進状況等について、確認調査を行う。

また、省エネ法の遵守状況に基づく「事業者クラス分け制度」の運用開始に伴い、省エネ取組みが停滞しているクラスの事業者を集中的に現地調査する。

2) 省エネ法における判断基準遵守状況等の分析

省エネ法の厳正かつ円滑な実施に資するよう、特定事業者から提出される定期報告書及び中長期計画書をデータベース化し、エネルギー使用量の経年変化、原単位改善率、判断基準の遵守状況、省エネ法の規制対象のカバー率、エネルギー使用合理化期待効果、クラス分けした事業者の特性等の分析を行う。

(4) 省エネ・低炭素技術の高度化等支援

[一部政策協力事業]

1) 「見える化」支援ツールによる政策協力

「原単位管理ツール(ESUM)」や「目標値算定ツール(ECTT)」等の「見える化」支援ツールにより、スーパーマーケット、百貨店、ショッピングセンターなどのベンチマーク制度の導入に向け、関連業界による指標設定の検討に協力する。

2) 省エネ機器等の規格設定に係る調査

トップランナー基準の JIS 規格化に向け、対象範囲、測定方法、目標値等について調査を行い、検討原案を作成する。また、国際エネルギースタープログラム制度について、その利用に係るガイドラインを作成するとともに、JIS 化の可能性等を調査する。

3) 低炭素技術の高度化

先端的低炭素技術(L2-Tech)に係る認証制度の運用に資するため、関連技術情報の拡充、対象技術による CO2 削減効果の予測、情報プラットフォームの構築等を実施する。

- 4) C02 削減ポテンシャル診断の円滑化及び活用
工場等における C02 削減余地を診断する機関の適性について評価を行う。
また、診断結果に基づき、C02 削減ポテンシャルに係る効果的な技術等の導入に向けた支援策のロードマップを策定する。
- 5) 省エネ機器・設備の導入、改修等に係る技術評価
関係機関の要請に応じ、企業等が行う省エネ機器・設備の導入、改修等に係る実施計画について、「技術の先端性」、「省エネ効果」、「費用対効果」等の観点から技術評価を行う。
- 6) 地域の二酸化炭素削減対策への貢献
東京都及び埼玉県条例に基づく大規模事業所を対象とする温室効果ガス排出量等の検証機関として、事業所が算出した排出量等の検証を行う。

Ⅱ. 省エネ情報・支援サービスの充実

技術進歩やビジネス環境の変化等に対応した企業等の様々な省エネニーズに応えるため、

○関連する製品、技術・ノウハウ、ビジネスモデル、活動事例等有益な情報をタイムリーに発信する。

○コンサルティング、人材育成等を通じた支援サービスを提供する。

(1) 省エネ情報発信の充実

[一部政策協力事業]

1) 「省エネ大賞」を通じた情報発信

省エネ・節電に関する実践活動における創意工夫、新技術の開発や新ビジネスの創出等を促進するため、特に優れた活動事例や製品・ビジネスモデルを「省エネ大賞」として表彰する。

- ・表彰対象は、企業、自治体、教育機関等における他の模範となる省エネ・節電推進活動、先進的な省エネ・節電製品の開発、画期的なビジネスモデル等
- ・発表大会の開催、事例集や製品概要集の配布等を通じ、省エネ・節電事例、製品を積極的に広報

2) 「ENEX2017 等展示会」を通じた情報発信

省エネルギー月間(2月)の主要行事として、エネルギー(電力・ガス・熱等)＋ユーティリティ(水・空気等)の最適化をコンセプトに、省エネ・新エネ分野の総合展示会 ENEX2017 を開催する(展示会「電力・ガス新ビジネス EXP02017(旧称：新電力 EXP0)」、「Smart Energy Japan 2017」と併催)。

デマンドサイド、マネジメントサイド、サプライサイドを包括した総合的なエネルギーフォーラムとして最新情報の収集やビジネスネットワークの拡大に貢献する。

- ① 「スマート・テクノロジー」「新エネ」「蓄電」等の分野を含めた省エネ・節電関連機器や産業・業務・家庭等現場におけるエネルギー管理について先進の情報を提供
- ② 省エネ・新エネ等の最新技術や電力自由化に関するセミナー、表彰式等を併催
- ③ 省エネ・節電対策事例を総合的に紹介
- ④ 優秀な省エネ・新エネに係る機器等を展示

また、上記展示会の知見を活かし関連の展示会、カンファレンス等への協力、後援等を行う。

3) 月刊『省エネルギー』誌を通じた情報発信

当センターの機関誌であり、かつ我が国唯一の省エネに関する総合技術誌を通じて、以下の内容を、賛助会員をはじめ一般読者層に対し広く情報発信を行う。

- ① 省エネ技術の最新情報
- ② 省エネ法等関係法令の最新動向
- ③ 補助金等助成制度の募集内容
- ④ 事例等による具体的省エネ手法
- ⑤ 省エネの人材育成や組織づくり等の経営的要素を加味した課題解決策
- ⑥ 法令に係る各種報告書の提出等、実務に役立つ情報

4) 技術専門書等書籍、コンテンツ及び広報グッズ等による情報発信

- ① 省エネ専門技術者への技術専門書の発行
- ② エネルギー管理士等受験者への受験本の発行
- ③ 工場ビルのそれぞれのエネルギー管理担当者への省エネ手帳の発行
- ④ Web サイト等新しいコンテンツ媒体による情報発信
- ⑤ 啓蒙用広報グッズの提供

(2) ニーズに即応した各種省エネ支援サービス

1) 工場等向け省エネソリューションサービスの提供

独自に開発した Ene-CAT(工場等のエネルギーフロー評価ツール)について、ISO50001 準拠等の改良を行った上で、エネルギー・フロー分析を設備運用の改善提案等に活用することなどにより、工場等におけるエネルギー管理を効果的に支援する。

2) 業務用ビル向け「見える化」ツールの利用拡大

当センターが開発した「原単位管理ツール(ESUM)」、「目標値算定ツール(ECTT)」、「BEMS データ解析支援ツール(EAST)」、「テナントビルエネルギー使用量推計ツール(TECTT)」の更なる利用拡大を図るため、講習会を開催するなど支援サービスを拡充する。

3) 「エネルギー新ビジネス」に向けた支援サービスの提供

電力及びガスの小売自由化等の中でエネルギー新ビジネスを展開する企業に対して、コンサルティングや省エネ情報の提供、オーダーメイドによる人材育成等の支援サービスを提供する。

4) 人材育成事業による支援サービスの提供

(Ⅲ. 省エネ中核人材の育成強化 P. 8～10 参照)

5) 賛助会員へのサービス拡充

賛助会員の拡大を図るため、以下の会員サービスを実施する。

- ① 「IoT 活用の省エネ」、「エネルギーソリューションビジネスの課題」等旬のテーマで特別企画の技術講座と情報・意見交換のための交流会を開催
- ② 約 3,400 件の省エネ事例データ及びここから厳選、整理した「省エネ実践事例集（製造業編、業務部門編）」を提供、事例は随時追加・拡充
- ③ IT 上で各種ツール（「省エネポジション自己判定ツール」「工場のエネルギーフロー評価ツール」「ビル省エネ提案ツール」）を活用し省エネについてのワンポイントアドバイスを実施
- ④ 「賛助会員専用サイト」（Web サイト）において、省エネ法令や省エネ・節電対策、スマート・テクノロジー等に係る情報を随時提供
- ⑤ 会員向けの特選情報として「わが社の省エネ戦略」「海外省エネ情報」等を提供
- ⑥ 省エネ法に係る「事業者クラス分け制度」「ベンチマーク制度」等に関し、「賛助会員専用相談窓口」によるきめ細かなワンストップサービスを提供
- ⑦ E-Mail 配信によりタイムリーな「省エネ耳寄り情報」を提供
- ⑧ 月刊『省エネルギー』誌や各種技術講座の割引特典を提供

Ⅲ. 省エネ中核人材の育成強化

- 産業、ビル・家庭等あらゆる分野における省エネ推進活動をレベルアップするため、中核となる人材の育成を支援するとともに、その活動の場の拡大を図る。
- このため、産業・ビル・家庭の省エネについてコンサルティングを行える人材の資格認定・ネットワーク形成、IoT 等の活用を含む各種の省エネ教育講座などを実施する。

(1) 資格認定制度による実践力ある中核人材の育成

1) 「エネルギー診断プロフェッショナル」資格認定の実施

産業分野における総合的なエネルギー管理に関して、高度・専門的見地から診断指導・改善提案を行う専門人材を育成・発掘するため、「エネルギー診断プロフェッショナル」資格認定を実施する。

(対象：エネルギー管理士と同等以上の技術知識・経験を有する技術者等)

- ① 本年度は、平成 27 年度の 1 次試験合格者に対し、2 次試験を行い、「エネルギー診断プロフェッショナル」を認定
- ② また、資格認定者を対象とした「診断プロ倶楽部」を運営・強化する。具体的には、会員の交流を更に拡大させ、人的ネットワークの形成・拡大、関連の技術や制度等に係る最新情報の提供、スキルアップ研修などのサポート等を実施

2) 「家庭の省エネエキスパート」資格認定の実施

地域や企業活動において「家庭の省エネ」を推進する人材を発掘・育成するため、「家庭の省エネエキスパート」検定及び「家庭の省エネエキスパート【診断・指導級】」研修を実施する。

- ① 企業の営業関係者、自治体・団体関係者、個人・学生等を対象にエネルギーの基礎と家庭・機器・住宅の省エネについて体系的な知識を有する人材を育成・認定するため、検定を実施
- ② 全国一斉の検定と併せ、企業・団体等のニーズに合わせた個別検定(出前検定)を実施
その際、特に家庭の省エネ診断実施を顧客サービスとして検討している企業に対し当制度の活用を提案
- ③ 検定合格者のうちの希望者を対象として、個別家庭のエネルギー使用実態に応じた最適な省エネ診断・改善提案を実践できる人材を育成・認定するため、研修を実施、研修を実施

3) 「ビルの省エネエキスパート」資格認定の実施

エネルギー消費が増加傾向にある業務用ビル分野について、できるだけ多くの関係者がビルのエネルギー管理の要諦を理解し、実践活動に結びつけられるよう「ビルの省エネエキスパート」資格認定を実施する。

- ① ビル管理従事者、オーナー及びテナント企業等における事務系を含む関係者を対象に、エネルギー等に係る基礎的知識及びエネルギー関連機器の機能とその省エネ対策について体系的な知識を有する人材を育成・認定するため、検定を実施
- ② 全国一斉の検定と併せ、企業・団体等のニーズに合わせた個別検定(出前検定)を実施

(2) ニーズに即応した各種講座の提供

1) 省エネ法や最新の省エネ技術・活動についての講義・講習

省エネの技術、現場における省エネ・節電活動に係る知見の習得を目的として、以下の講座を全国で開催する。

- ① 省エネ法に関する管理標準、定期報告書、中長期計画書の策定方法
- ② 企業全体でのエネルギー管理手法や推進体制づくり
- ③ BEMS、IoT を活用したビルの省エネルギーの実務
- ④ 最新の省エネ技術・節電対策等についての理解・活用
- ⑤ 国際規格 ISO50001 エネルギーマネジメントシステムの理解・活用
- ⑥ 省エネルギー設備の導入等における省エネ関連補助金や優遇税制等の支援策の理解・活用
- ⑦ 「工場等のエネルギーフロー評価ツール(Ene-CAT)」を利用した新しいエネルギー管理手法
- ⑧ 「事業者クラス分け制度」に対応したエネルギー管理

2) 省エネ技術の実習

省エネ技術に係る実践的な知識や具体的な手法の習得を目的として、実習設備を活用した講座を開催する。

3) 企業等の個別ニーズに応じたオーダーメイドの省エネ人材育成

企業や団体の社内研修・セミナー等向けに、省エネ技術、省エネ法制度への対応、エネルギーマネジメントシステムの構築、節電対策等個別ニーズに即した講師派遣(出前講座)を行う。

4) エネルギー管理の専門知識の講座

エネルギー管理士試験のレベルを念頭に、省エネ推進の中核を担う人材育成のための短期集中講座を実施する。

熱部門：全国 9 地区で実施

電気部門：Web サイトを活用した映像講座で実施

(3) 地域及び職場における省エネ実践行動の支援

1) 地域等における省エネ・節電活動への参画

省エネ・節電に係る知識や実践手法を普及するため、各地域で活躍する「家庭の省エネエキスパート」等と協力し、以下の活動を実施する。

① 自治体の行う家庭の省エネ・節電関連講座への講師派遣

② 企業等が行う従業員、顧客等を対象とした家庭や職場の省エネ・節電セミナー等への講師派遣

2) 企業等の家庭の省エネ診断事業の支援

企業等が行う家庭の省エネ診断事業について、診断員の育成、診断手法、マニュアルの策定等に関し支援を行う。

IV. 省エネ支援を通じた国際貢献

- エネルギー需要や温室効果ガスが増大する途上国・新興国における省エネを推進するため、各国のニーズに応じ、関連する技術の普及、政策・制度の整備、プロジェクト形成等を担う人材の育成に協力する。
- 我が国の優れた省エネ等技術の途上国・新興国への移転を促進するため、上記人材育成等の活動との連携を図りながら、我が国関連産業と海外企業・機関とのビジネス交流を支援する。
また、エネルギーマネジメントの国際規格である ISO50001 の活用を促進する。
- 国連の SE4ALL（万人のための持続可能なエネルギー）活動における国際的な拠点として貢献する。

※(1) 3)③ 及び (3) を除き[政策協力事業]

(1) 省エネ国際人材の育成支援

アジア地域等の発展途上国や資源国等を重点にして、専門家を派遣し、研修生の受入と連携して、以下の支援を行う。

1) 政策立案・技術力向上のための専門家の派遣

アジア等の重点国を中心に、約 80 名の専門家を派遣し、研修生の受入と連携して、以下の支援を行う。

- ① 省エネ診断を通じた工場、ビル等のエネルギー管理や省エネ関連技術の普及及びコンサルティング
- ② 我が国のエネルギー管理士制度等法制度に関する情報提供や指導
- ③ 当該国に適した省エネ施策の立案・推進、省エネ普及活動の基盤構築
- ④ 当該国におけるエネルギー管理者制度の構築
- ⑤ 省エネ製品の性能に係るラベリングや評価手法等の構築

2) 省エネリーダー育成のための研修生の受け入れ

専門家派遣との連携のもと、アジア等の重点国を中心に、政府関係者、技術者等の約 170 名の研修生を受け入れ、当該国の省エネ事業推進に係る行動計画の策定を促すため、以下の研修を実施する。

- ① 我が国の省エネ政策・法制度の知識に基づく研修
- ② 産業やビルにおけるエネルギー管理等に関する研修
- ③ 我が国の先進的な省エネ技術等を活用するプロジェクト形成に関する研修

3) 情報・ノウハウの提供等による海外省エネ活動支援

① SE4ALL の拠点としての活動支援

国連の SE4ALL (Sustainable Energy for All : 万人のための持続可能なエネルギー) 活動の国際的な拠点 (エネルギー効率促進ハブ) として貢献するため、対象の国、都市における省エネ技術の普及、政策・制度の整備等に向けた支援を行う。

② 海外機関等とのネットワークによる情報提供・収集

省エネ優秀技術・事例のリスト化に係る欧米・中国等との国際活動 (トップテンプロジェクト) に参画し、我が国の優れた省エネ機器、技術、活動事例を集大成し、海外へ情報発信を行う。

また、当センター内の「アジア省エネルギー協力センター」の機能により、各種海外機関等のネットワークを通じて、省エネ政策や技術に関する情報の提供・収集を行う。

③ 海外進出企業等のニーズを踏まえた省エネ活動支援

アジア諸国への進出を計画する国内企業等を対象として、同地域における事業展開に必要な省エネ政策・技術情報、ニーズ等について、省エネ研修・講座の開催や助言により支援を行う。

(2) 省エネルギー等ビジネス国際展開事業の推進

我が国の優れた省エネ・新エネに係る製品・技術を官民一体となってビジネスベースで海外に普及促進するために設立された「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」の活動について以下の支援を行う。(普及促進の対象：高効率省エネ製品・技術、地熱発電、廃棄物発電、新エネ製品・技術等)

① 各国との協議を通じ省エネ・新エネに係る活動対象の選定とその課題等の調査分析

② 事前調査を踏まえた官民連携のミッション派遣、これによる効果的交渉・情報交換

③ ファイナンスを含めたプロジェクトのパッケージ化・企業間でのソリューション提案の可能性追及

④ 我が国の優れた省エネ技術等を紹介する「国際展開技術集」、展示会、セミナー等による情報発信

(3) 国際規格 ISO50001 の制度運営

1) ISO50001 規格の審査員評価登録機関

企業、事業所等のエネルギー消費等の改善を目的とした ISO50001 規格について、審査員評価登録機関として、以下を実施する。

- ① 研修機関が実施する研修コースの承認、審査員の評価・登録
- ② 関連機関、Web サイト等を通じ、当該規格の国内における普及促進

V. 国家試験・研修・講習の実施

- 省エネ法に基づいて選任されるエネルギー管理者等の資格について、指定機関、登録機関として、その制度の必要性や意義を周知しつつ試験、研修及び講習を実施する。
- これらの実施に関し、受験者・受講者の利便性等をできるだけ考慮するとともに、実態把握等のためアンケート調査を行う。

(1) エネルギー管理士試験の実施

省エネ法に基づく指定試験機関として、エネルギー管理士試験を実施する。
(平成 28 年 8 月上旬、全国 10 地区)

(2) エネルギー管理研修の実施

省エネ法に基づく登録研修機関として、エネルギー管理士に係るエネルギー管理研修を実施する。
(平成 28 年 12 月中旬、全国 6 地区)

(3) エネルギー管理講習の実施

省エネ法に基づく指定講習機関として、エネルギー管理員及びエネルギー管理企画推進者（以下「管理員等」という。）の資格に係る新規講習を全国で実施する。
(新規講習・上期：平成 28 年 6 月～7 月、下期：10 月～11 月、各全国 10 地区)
また、特定事業者が選任した既存の管理員等を対象とする資質向上講習を全国で実施する。
(資質向上講習：平成 29 年 1 月、1 地区及び平成 29 年 2 月、全国 10 地区)

(4) エネルギー管理士試験等に関する調査研究事業

エネルギー管理士試験合格者、エネルギー管理研修修了者及びエネルギー管理講習修了者等に対して、アンケート調査を行う。
これにより、従事業種、受験・受講動機、資格取得時の評価・待遇、他の資格との関連等の実態を把握し、試験、研修及び講習の運営に反映する。